

令和3年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和3年11月22日	
2	招 集 日	令和3年11月30日	
3	提出議案件数	21件	
		予 算 2件	
		条 例 11件	
		その他 8件	
4	議案等件名		
	議案第 85 号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第12回） の専決処分について	
	議案第 86 号	令和3年度西条市一般会計補正予算（第13回） について	別 冊
	議案第 87 号	令和3年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第 88 号	工事請負契約の締結について	
	議案第 89 号	工事請負契約の締結について	2
	議案第 90 号	西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の 指定について	3
	議案第 91 号	愛媛縣市町総合事務組規約の変更について . .	4
	議案第 92 号	愛媛縣市町総合事務組合の共同処理事務構成団 体からの脱退に伴う財産処分について	5
	議案第 93 号	土地改良事業の施行について	6
	議案第 94 号	西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償条例等の一部を改正する条例について .	7
	議案第 95 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	8
	議案第 96 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	9
	議案第 97 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	10
	議案第 98 号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について	11
	議案第 99 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について .	12

議案第 1 0 0 号	西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 1 0 1 号	西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について	1 4
議案第 1 0 2 号	西条市下水道条例の一部を改正する条例について	1 5
議案第 1 0 3 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	1 6
議案第 1 0 4 号	西条市消防団条例の一部を改正する条例について	1 7
報告第 1 8 号	調停の申立ての専決処分について	1 8

議案第 88 号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西教総工第 9 号神拝小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西教総工第 9 号

(2) 工事名

神拝小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事

(3) 契約金額

341,000,000 円

(4) 契約の相手方

愛媛県西条市神拝甲 132 番地 4

西条建設株式会社

代表取締役 星 加 隆 夫

議案第 89 号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西教総工第 10 号丹原小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西教総工第 10 号

(2) 工事名

丹原小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事

(3) 契約金額

590,260,000 円

(4) 契約の相手方

愛媛県西条市三津屋 190 番地 1

安藤工業株式会社

代表取締役社長 安藤善太

議案第90号 西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の指定について

(観光振興課)

1 提出の理由

西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市アウトドア活動拠点施設 (西条市アウトドアオアシス石鎚)	株式会社モンベルホールディングス

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

議案第 9 1 号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

令和 4 年 3 月 3 1 日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市を交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同規約を変更する。

議案第 92 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

(総務課)

1 提出の理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

令和 4 年 3 月 31 日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う法第 289 条の規定による財産処分について、次のとおり定める。

【内容】

交通災害共済に関する共同処理に係る西予市の一切の財産については、令和 4 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させる。

議案第93号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

下島山^{こんぞぼ}金蔵坊地区に位置するため池の整備を、農村地域防災減災事業にて実施するに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

下島山金蔵坊地区

(2) 工種

ため池整備

(3) 事業費

130,000,000円

(4) 受益面積

3.5ヘクタール

(5) 受益者数

20戸

(6) 整備内容

ア 堤体工 堤体延長96メートル 堤高5.3メートル

イ 取水施設工 一式

ウ 洪水吐工 一式

(7) 事業期間

令和4年度から令和6年度まで

議案第 9 4 号 西条市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁
償条例等の一部を改正する条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

今後更に厳しさを増す財政状況に鑑み、旅費の削減に向け、一般職の職員に支給する旅費の見直しを行うに当たり、一般職の職員以外の者に支給する旅費の取扱いを改めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

特別職の職員で非常勤のもの、市議会議員及び財産区管理委員が、公務のため旅行する場合に費用弁償として支給する旅費について、西条市職員等の旅費に関する条例(平成16年西条市条例第45号)の適用を受ける一般職の職員に支給する旅費と同様の取扱いとするよう改めるものである。

また、一般職の職員に支給する旅費の見直しについては、今回の条例改正と合わせて、西条市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成16年西条市規則第37号)の改正を行い、日当の支給について、宿泊を伴う場合に限り支給することとし、その支給額は、定額の2分の1に減額することを予定している。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 95 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請について、専用住宅及び共同住宅等の新築及び増改築における認定申請の審査に係る手数料の額を改定するとともに、分譲住宅についても、当該手数料を定める。
- (2) 容積率緩和の特例許可申請の審査に係る申請手数料を定める。

3 施行期日

令和4年2月20日

議案第 96 号 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 53 号）が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 保育所等の事業者等が書面等により記録、作成等を行うもの及び保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によるものについて、電磁的方法による対応も認める規定を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

議案第 97 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 52 号）が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 保育所等の事業者が書面により記録、作成等を行うものについて、電磁的方法による対応も認める規定を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

議案第 98 号 西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

出産育児一時金の支給額について、40万4,000円を40万8,000円に改定するとともに、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があると認めるときに出産育児一時金に加算する額の上限について、1万6,000円を1万2,000円に改定する。

3 施行期日

令和4年1月1日

議案第 99 号 西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

(市民生活課)

1 提出の理由

全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている多機能端末機を用いて、印鑑登録証明書の交付を受けることができるコンビニ交付サービスを実施するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

コンビニ交付サービスにより、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者が、個人番号カードを利用して、自ら多機能端末機に暗証番号等を入力することにより、印鑑登録証明書の交付申請を行い、交付を受けることができる旨の規定を加えるものである。

3 施行期日

令和 4 年 3 月 1 日

議案第100号 西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を
改正する条例について

(観光振興課)

1 提出の理由

令和4年度から西条市石鎚ふれあいの里の使用料を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

他の地方公共団体の類似施設との均衡を図り、ケビンの使用料にあつては、基本料金について、1人当たり800円の値上げを行い、キャンプの使用料にあつては、大人1人当たり200円、小・中学生1人当たり100円の値上げを行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料のうち施行期日以後に徴収するものについて適用する。

議案第101号 西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例の
一部を改正する条例について

(観光振興課)

1 提出の理由

令和4年度から西条市アウトドアオアシス石鎚のキャンプ場の使用料及び使用時間を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

キャンプ場のオートサイト及びフリーサイトの使用料について、他の地方公共団体の類似施設との均衡を図り、宿泊利用にあつては1,000円の、日帰り利用にあつては500円の値上げを行うとともに、キャンプ場の使用時間について、宿泊利用にあつては「16時から翌日9時まで」を「15時30分から翌日10時30分まで」に、日帰り利用にあつては「9時から16時まで」を「11時から15時まで」に改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料のうち施行期日以後に徴収するものについて適用する。

議案第102号 西条市下水道条例の一部を改正する条例について
(下水道業務課)

1 提出の理由

下水道使用料の使用料体系を統一するとともに、西条市公共下水道事業の健全な運営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 西条処理区の基本水量及び認定水量を、東予・丹原処理区と統一する。
- (2) 西条処理区の下水道使用料を、14.7パーセント程度引き上げる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年3月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和4年4月及び5月分として徴収する下水道使用料の算定から適用する。

議案第103号 西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(水道業務課・水道工務課)

1 提出の理由

水道料金の地区間の格差を是正するとともに、西条市水道事業の健全な経営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 水道料金

ア 料金体系を、口径別で統一する。

イ 水道料金について、本市全体で平均改定率約1.1%の値上げの改定を行い、統一する。

(地区別平均改定率)

西条地区	4.6%
東予地区	3.1%
丹原地区	△1.8%
小松地区	△8.7%

ウ 物価統制令(昭和21年勅令第118号)の対象である公衆浴場については、従量料金を120円とする。

(2) 手数料及び再設加入金

手数料は、原価計算に基づいたものに改定し、再設加入金は、廃止する。

名 称	現行手数料金額	改定手数料金額
給水装置再開手数料	4,761円	5,000円
設計審査手数料	1,000円	1,500円
工事検査手数料	1,000円	2,200円
再設加入金	19,047円	廃止

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 水道料金に関する改正規定 令和4年3月1日

イ 手数料及び再設加入金に関する改正規定 令和4年4月1日

(2) 経過措置

改正後の水道料金に関する規定は、令和4年4月及び5月分として徴収する水道料金の算定から適用する。

議案第104号 西条市消防団条例の一部を改正する条例について

(消防本部総務課)

1 提出の理由

消防団員の報酬等を見直し、消防団員の処遇を改善するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 年額報酬額を、団員、班長及び部長の階級の者にあつては引き上げ、副分団長、分団長、副団長及び団長の階級の者にあつては据置きとする。
- (2) 現行の消防団員手当を出動報酬に改めるとともに、災害現場又は捜索現場に出動し、その業務に従事した団員の出動報酬額を改定する。
- (3) 休団制度を創設し、消防団員が出張、育児等で長期間にわたり活動することができない場合、消防団員の身分を保持したまま、一定の期間、消防団員としての活動を休止することができるようにする。

3 施行期日

令和4年4月1日

1 提案理由

市営住宅入居者に明渡し等を求めるため、調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 申立ての趣旨

(1) 建物の明渡し

(2) 使用料相当額損害金

504,600円（令和3年10月6日現在）